

橋本市空家再生インフルエンサー助成金

令和8年度交付対象者募集要領

橋本市空家再生インフルエンサー助成金交付要綱(以下「要綱」という)に基づき令和8年度中に交付しようとする橋本市空家再生インフルエンサー助成金(以下「助成金」という)の交付対象者について、要綱及び下記に基づき募集及び決定する。

●○制度趣旨○●

空家を再生させる事業者への単純な費用補助ではなく、SNSの配信等の空家再生インフルエンサーとしての活動を要件とすることで、助成対象の空家の再生に加えて、第2・第3の空家再生のきっかけの創出も同時に目指すための制度。

●○助成金額○●

一件あたり 200 万円を上限として、改修工事費の 2/3 を助成。

※助成対象施設と助成対象外施設を併設する場合は助成対象施設に要する改修工事費のみが助成対象

●○募集件数○●

2 件

●○募集期間○●

令和 8 年 4 月 6 日(月)～令和 8 年 5 月 8 日(金)

※期間内に定数に達しなかった場合に限り期間を延長して申込を随時受け付ける

●○応募要件○●

【空家等の要件】

- (1) 橋本市空家バンク制度要綱(令和 2 年橋本市告示第 14 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき公開された物件を取得した空家等(ただし、3 親等内の親族間で譲渡されるものを除く。)
- (2) 空家再生後、地域コミュニティの維持又は再生に資する施設として 10 年以上活用される予定である空家等

地域コミュニティの維持又は再生に資する施設とは・・・

・宿泊施設 ・交流施設 ・体験学習施設 ・創作活動施設 ・文化施設

【申請者の要件】

- (1) 助成金の交付を受けた日より5年以上継続して空家再生インフルエンサーの活動を続ける意思があること。

空家再生インフルエンサーの活動とは・・・

- ・空家再生の過程及び空家再生後の事業の状況を SNS 上で毎月1回以上配信
- ・空家再生の過程の見学会及び空家再生後の内覧会を合計3回以上開催
- ・市の情報発信等に協力

- (2) 助成金の交付決定後当該年度内に改修工事を完了させる意思があること。
- (3) 市町村税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力に関係していないこと。

●○応募方法及び提出書類○●

空家再生インフルエンサー助成金交付申請書(様式第1号)及び添付書類(1)～(11)を電子フォームにより提出すること。

※添付書類のみ窓口持参又は郵送により提出することができる。

(期間内必着)

※添付書類のうち募集期間内に提出できない正当な理由があるものについては、助成対象者選定後令和8年5月29日(木)までの提出により代えることができる。



↑ 電子フォームはコチラ

【添付書類】

- (1) 改修工事費見積書の写し
- (2) 改修工事設計書及び図面等工事内容等が確認できる書類
- (3) 事業計画書等空家再生後の事業内容等が確認できる書類
- (4) 現況写真
- (5) 当該敷地及び建物の登記事項証明書等取得前後の所有者が確認できる書類
- (6) 取得前後の所有者が3親等内の親族でないことが確認できる書類
- (7) 市町村税の滞納がないことを証明する書類(申請日以前6月以内のもの)
- (8) 申請者が個人の場合 住民票の写し(申請日以前6月以内のもの)
- (9) 申請者が法人の場合 登記事項証明書(申請日以前6月以内のもの)
- (10) 申請者と所有者が異なる場合 空家再生に関する所有者の同意書
- (11) 空家再生インフルエンサー活動計画書(様式第2号)

●○交付対象者決定方法○●

【応募数が募集数以下の場合】

応募者を交付対象者として決定する。

【応募数が募集数を超える場合】

以下により応募者を順位付けし、上位の者を交付対象者として決定する。

- (1) 優先取組評点(別表)の合計が大きい者を上位とする。
- (2) (1)により同順位の場合は、「DIY 体験会」にかかる評点が高い者を上位とする。
- (3) (2)により同順位の場合は、「対象物件と橋本駅又は高野口駅の徒歩移動による距離(グーグルマップによる探索結果)」が近い者を上位とする。
- (4) (3)により同順位の場合は、くじ引きにより上位者を決定する。

●○手続きの流れ○●

【5月下旬～6月上旬】

助成対象者選定・交付決定

【6月中旬～2月下旬】

改修実施・SNS 配信・見学会等開催

【3月】

完了報告・助成金交付

【次年度以降毎年3月】

SNS 配信等実施報告

●○問合せ先○●

橋本市役所 建設部 建築住宅課 住宅係

TEL:0736-33-1115

【別表】

優先取組対象項目		評点	
対象物件と橋本駅又は高野口駅の距離 (徒歩移動) ※グーグルマップによる探索結果	0.5km 以下	10 点	
	0.5km 超え 1.0km 以下	8 点	
	1.0km 超え 2.0km 以下	5 点	
橋本市内在住の個人		5 点	
令和 8 年度中に橋本市に移住し 5 年以上定住しようとする市外在住の個人		5 点	
SNS配信計画(5 年間) ※本項目の加点を受ける場合は当該計画 の取組を交付要件に追加する	YouTube ※5 分以上の動画 の掲載に限る	月4回以上	12 点
		月 3 回	9 点
		月 2 回	6 点
		月 1 回	3 点
	Instagram ※1 分以上の動画 の掲載に限る	月4回以上	8 点
		月 3 回	6 点
		月 2 回	4 点
		月 1 回	2 点
	TikTok ※1 分以上の動画 の掲載に限る	月4回以上	8 点
		月 3 回	6 点
		月 2 回	4 点
		月 1 回	2 点
	X ※1 分以上の動画 の掲載に限る	月4回以上	8 点
		月 3 回	6 点
		月 2 回	4 点
		月 1 回	2 点
	Facebook ※1 分以上の動画 の掲載に限る	月4回以上	4 点
		月 3 回	3 点
		月 2 回	2 点
		月 1 回	1 点
見学会等開催計画 ※本項目の加点は 20 点を上限とする ※本項目の加点を受ける場合は当該計画 の取組を交付要件に追加する	改修工事見学会 ※改修工事期間中 の開催に限る	3 回以上	9 点
		2 回	6 点
		1 回	3 点
	改修後内覧会 ※過程等の紹介を 含む場合に限る	3 回以上	3 点
		2 回	2 点
		1 回	1 点
	DIY体験会	3 回以上	9 点
		2 回	6 点
		1 回	3 点
	令和 7 年度空家再生インフルエンサー養成講座受講者		5 点